

【300】旧陸軍関係戦没者の昭和41年度靖国神社合祀事務について（連絡）（昭和41年1月24日調査第27号厚生省援護局調査課長発都道府県民生主管部長宛）

調査才 27 号
昭和41年1月24日

都道府県民生主管部長 様

厚生省援護局調査課長

旧陸軍関係戦没者の昭和41年度靖国神社合祀事務について（連絡）

標記のことについては、かねてから格別の御協力を願っているところであるが、昭和40.6.8調査才/53号「旧陸軍関係戦没者の昭和40年以後の旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務に対する協力等について」の別冊「昭和40年度以後の旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力要領」により本年度において作成することになっている合祀予定者選考基準に該当しない戦没者の祭神名票のうち特に下記のものについては靖国神社において本年度の合祀予定者と

して特別に詮議することになったので、下記該当のものに対しては本年5月末日までに連名簿（下記の1.2に区分し各2部）を添付し提出されるよう取り計らわれたい。

なお、従来の合祀予定者選考基準に該当するもの及びその他の基準外のものの送付要領については上記調査才/53号別冊のとおりであるので申添える。

記

1 服務関連死者

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭31法律才/77号以下特例法という）による該当者であつて昭和41.2.8より昭和40.9.2までの間における在隊中の死亡者及び在隊中の受傷り病により陸軍病院及びこれに引き続く国立病院、同僚養所若しくは日赤病院において療養中死亡した者、ただし、受傷り病の日より3年以上経過したもの又は在郷死亡者は除く。

なお、弔慰金をうける遺族のないもので死亡が特例法に該当するものと認められるものについては、別途詮議するから死亡状況調査を作成送付されたい。

（注） 祭神名票の記入に当つては、特例扶助料、特例遺族年金裁定者については、その裁定記号番号を必ず記入するものとし、遺族関係により弔慰金のみ裁定のあつたものについては特例法適格者なること及び弔慰金裁定記号番号とを関係書類欄に下記例のごとく記入されたい。

例 「特例可、り東才/235号」

なお、療養中死亡したものについては、その引き続き療養状況を名票裏面に記入すること。

2 特別未帰還者の死亡者

戦没者遺族等援護法才2条才3項5号の該当者であつて昭和40.8.9以後ソ連邦及び樺

太において抑留中死亡したもので弔慰金裁定済のもの、ただし戦時死亡宣告者については含まないものとする。

なお、滿洲開拓青年義勇隊員であつて滿洲地域で死亡したもののうち特別未帰還者として弔慰金の規定がなされたため合祀を保留されていたものについては祭神名票にその旨付せんを付し送付されたい。

（注） 祭神名票の記入に当つては、階級欄は特別未帰還者とし、所属部隊は空欄とす、関係書類欄には弔慰金裁定記号番号を記入すること。

【303】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）（昭和42年4月7日調査第241号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管課長宛）

調査第 241 号
昭和42年4月7日

早急に送付改れを皆無とすることに関し、今後
いつそのご配慮をお願いしたい。

各都道府県民生主管課長 殿

厚生省援護局調査課長

旧陸軍関係戦没者の靖国神社合
祀事務の協力について（通知）

標記のことについては、かねてから格別のご協力を願い戦没者の大部分については、すでに合祀を終わつているところであるが、昭和40年6月8日付調査第241号通知「旧陸軍関係戦没者の昭和40年度以後の靖国神社合祀事務に対する協力等について」に基づく各都道府県の祭神名票の送付状況は別表のとおりであつて、全体としては、なお、相当数の送付改れがあることが予想されるので、各都道府県におかれては祭神名票作成のための設定原簿等を再調査し、

【304】別表 昭和40年度以後における都道府県からの祭神名票受付数調（昭和42年3月31日現在）

昭和40年度以後における都道府県からの祭神名票受付数調

| 都道府県 | 昭和40年度以後の 祭神名票の 受付数 | 昭和40年度以前に 送付済みの 祭神名票の 数 | 昭和40年度以後に 送付済みの 祭神名票の 合計数 |
|------|---------------------------|----------------------------------|------------------------------------|
| 北海道 | 1 | 0 | 1 |
| 青森県 | 1 | 0 | 1 |
| 岩手県 | 1 | 0 | 1 |
| 秋田県 | 1 | 0 | 1 |
| 山形県 | 1 | 0 | 1 |
| 福島県 | 1 | 0 | 1 |
| 茨城県 | 1 | 0 | 1 |
| 栃木県 | 1 | 0 | 1 |
| 群馬県 | 1 | 0 | 1 |
| 埼玉県 | 1 | 0 | 1 |
| 千葉県 | 1 | 0 | 1 |
| 東京都 | 1 | 0 | 1 |
| 神奈川県 | 1 | 0 | 1 |
| 新潟県 | 1 | 0 | 1 |
| 富山県 | 1 | 0 | 1 |
| 石川県 | 1 | 0 | 1 |
| 福井県 | 1 | 0 | 1 |
| 岐阜県 | 1 | 0 | 1 |
| 静岡県 | 1 | 0 | 1 |
| 愛知県 | 1 | 0 | 1 |
| 三重県 | 1 | 0 | 1 |
| 滋賀県 | 1 | 0 | 1 |
| 京都府 | 1 | 0 | 1 |
| 大阪府 | 1 | 0 | 1 |
| 兵庫県 | 1 | 0 | 1 |
| 奈良県 | 1 | 0 | 1 |
| 和歌山県 | 1 | 0 | 1 |
| 徳島県 | 1 | 0 | 1 |
| 香川県 | 1 | 0 | 1 |
| 愛媛県 | 1 | 0 | 1 |
| 高知県 | 1 | 0 | 1 |
| 福岡県 | 1 | 0 | 1 |
| 佐賀県 | 1 | 0 | 1 |
| 熊本県 | 1 | 0 | 1 |
| 大分県 | 1 | 0 | 1 |
| 宮崎県 | 1 | 0 | 1 |
| 鹿児島県 | 1 | 0 | 1 |
| 沖縄県 | 1 | 0 | 1 |
| 計 | 241 | 0 | 241 |

【三〇五】合祀事務連絡会議開催につき（報告）（昭和42年5月9日）

昭和42年5月9日起案

合祀事務連絡会議開催につき（報告）

みだしのことについて左記のとおり施行致しましたので御報告致します。

記

一、施行日時 五月八日（月） 午後一時半開始

一、会場 靖國神社洗心亭

一、出席者 厚生省側

援護局

西村調査課長

石田補佐

山野係長

中島事務官

村岡業務第二課長

阿部補佐

高城事務官

神社側

池田権宮司

木曾禰宜

一、會議資料 別紙

一、會議の結果 別紙に朱書せるとおり

一、合祀扱ひとすることになったもの

1、戦地・外地で精神病罹病内地帰還後本籍地等で死亡した者。但し特別な死歿状況による者は保留する。

2、内地における公務受傷罹病により六年以内に死亡した者（従来は三年以内）

3、一般邦人の法務死亡者

4、阿波丸殉難者のうち外務省官吏及びその家族

5、服務関連死歿者で在隊在院中死歿者

(イ) 精神病による死歿者
(ロ) 自殺者

【三〇六】合祀に関する検討資料（昭和42年5月9日）

検討會

日時 昭和42年5月8日 自午后1時30分
至同 7時30分

場所 靖國神社洗心亭

出席者 厚生省援護局

同 西村調査課長、石田課長補佐

同 山野係長、中島事務官

同 村岡業務第二課長、阿部課長

同 補佐、高城事務官

同 池田権宮司、木曾禰宜

同 神社側

同 西村、村岡両課長は午后5時より出席）

合祀に関する検討資料

資料作製

靖國神社調査部

朱書数字の順に検討せり、その結果は逐条毎に朱記せるとおりである。

4、No 1 審議保留中のもの
新に合祀陳情のあつたもの

5、No 2 審議を経て一應枠外としてあるもの

1、No 3 研究、再検討のため保留扱となつてゐるもの

2、No 4 同 上

3、No 5 服務関連（特例法）關係
特別未帰還者

以上

No 1

1、サイパンから内地へ強制疎開中の死歿者（一般） 保留
審議保留中のもの

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|---|---|--|---|---|---|--|---|
| <p>引揚者給付金のうちの遺族給付金が支給されてゐる。</p> | <p>2、 沖繩の消極的戦闘協力者 見舞金が支給されてゐる（六、一八〇名）。 沖繩の場合は三つに区分される。</p> | <p>6月20日の会議により合祀することに決定</p> | <p>3、 サイパン、比島、満洲等の消極的戦闘協力者 保留 1、と同様。</p> | <p>4、 法務死役者 (イ) A級(刑死7名 獄死5名) 総代会に付議決定すること。 (ロ) 内地未決中死亡者(松岡元外相以下10名) — 援護法で 同 上 は取扱つてゐない。</p> | <p>5、 防空法により防空従事中の死亡者 (イ) 公務員 — 警察官、消防官、教職員等 保留 (ロ) 一般者 — 現段階では調査が出来てゐない(自治省が動かない)。</p> | <p>新に合祀陳情のあつたもの</p> | <p>1、 長崎医大生の原爆死役者(関係遺族会) 厚生省側の意見 — 厚生省関係でない、法律上から言えば國との関係はない、一般戦災者と同じである。 見舞金を出すことになつたが取扱ひは文部省である。文部省と相談してはどうか。</p> | <p>2、 6月20日の会議により合祀することに決定。 広島縣大久野島毒瓦斯関係殉職者縣遺族会、及び関係遺族会共済組合の旧令殉職年金を支給されてゐる者は合祀になつてゐると思はれる。名簿を提出せしめて調査して見る必要がある。</p> | <p>3、 軍艦「河内」殉職者(生存者会及び遺族会) — 大正7.7.10.瀬戸内海で爆沈 大正6年に横須賀で軍艦「筑波」が火薬庫爆発を起し死役者を出してゐる例もある。</p> | |
| <p>瀬戸内海は当時でも戦地の指定は無く又「河内」そのものにも戦務の命令は出たが従つて他の例にも見られる。平時訓練中の事故死であるが故に合祀の扱ひはされなかつたものである。考慮するとすれば将来自衛隊殉職と同時に扱はるべきである。</p> | <p>No. 2 審議を経て一應枠外としてあるもの 数字の() 内は海軍</p> | <p>1、 昭和6年9月17日以前(満洲事変以前)の死役者 保留 一〇^(*)五_↓</p> | <p>2、 6年以上経過死役者 保留 一、一四三 (二八〇)</p> | <p>3、 支那事変中胃潰瘍、脳溢血等の死役者 保留 陸軍中佐 ×××× ×××× 栃木縣 ×××× 第1466××号 ×××× 第122××号</p> | <p>4、 外地で逃亡後死亡者 外に該当名票が提出されたときは援護局で個別に資料を検討する。 三</p> | <p>5、 花柳病による死亡者 保留 一</p> | <p>6、 普通公務死亡者 個別審議 二</p> | <p>7、 平和条約発効後の死亡者 保留 二二七 (二九)</p> | <p>8、 法務死役者 (イ) 國內法受刑者 保留 七^(*)外二_{合祀済}</p> | <p>9、 准軍属(特別未帰還者)の戦時死亡宣告者 ソ連地域は合祀 八九六</p> |
| <p>10、 戦争殉難者 (ロ) 内地戦地 留)</p> | <p>11、 航海訓練所実習生の機雷遭難死亡者(大成丸) 保留</p> | <p>No. 3 研究、再検討のため保留扱となつてゐるもの</p> | <p>1、 精神病による死役者 戦地又は終戦後の外地で発病し内地に帰還後在郷死亡者 (本籍地又は民間病院にて死亡) 原則として合祀する。但し特別な死状状況のものも保留する(個別審議)</p> | <p>2、 内地における公務受傷罹病者で三年以上経過死役者 戦地又は終戦後と同様期限を六年に延期すること。但し昭和27年4月迄の死役者であること。 期は昭和27年4月迄の死役者であること。 昭和27年4月迄の死役者であること。 昭和27年4月迄の死役者であること。 昭和27年4月迄の死役者であること。</p> | <p>(イ) 正は期は昭和27年4月迄の死役者であること。 大東軍戦とする、従つて7類、14類を修する。 陸軍少尉 ×××× 大阪 りに大第 5761××号 2520、8、6 大阪 りに大第 12、6 大阪 りに大第</p> | <p>(ロ) 陸軍曹長 ×××× 石川 りに大第 19、4、6、2×××× 浜松飛行場において脳損傷 傷1、5、2×××× 24、1、10 本籍地において癲癇にて死亡</p> | <p>(イ) 陸軍少尉 ×××× 島根 りに大第 11、6、2929 台湾基隆にて肺結核 24、4、2929 本籍地にて同病により死亡</p> | | | |

(二) 陸軍大尉 × × × 鳥取 ホへ公広
第2404 × × × 熊谷飛行学校にて肺結核
2116、2、15、8 本籍地にて死亡

五五

3、
法務死亡者（一般邦人） 合祀する。弔慰
金裁定番号未記入のものは調査記入すること。
(イ) 刑死、服役中病死、未決拘禁中病死、
朝鮮台湾本籍者であるが本籍地名不詳
起訴理由不明、起訴理由（毒^{不明}販売）、
櫻クラブ経営者。（訴因、婦女子強制
売淫刑十年受刑中病死、り崎る第23
3 × × 号）
(ロ) 身分別
満洲國官吏、會社員、教員、商人等。

身分別
満洲國官吏、會社員、教員、商人等。

4、No. 4

阿波丸殉難者
(イ) 外務省関係 47 | 官吏及びその家族も
一括合祀する。
(ロ) 一般邦人 55 | 一般戦災死者と同
様の取扱ひとする。従つ
て今回は保留する。

（読売新聞、毎日新聞、共同通信、王
子製紙等関係者とその家族）
更に援護局と外務省と談合すること
とする。
6月20日の会議により合祀することに
決定。

5、

要調査（発病年月日、場所、病名、公扶裁定
済否等不明）

一二九九
（二二六）

6、

帰郷後の発病

6、5、

援護局に返戻し同局にて出来るだけ再調査
する。但し発病年月日、場所が不明のもの
については入隊（応召、除隊（召集解除）
の年月日を記入することとする。

No. 5

服務関連（特例法） 関係

1、在隊在院死亡者のうち保留となつてゐるもの。

(イ) 発病年月日場所病名その他不明のもの
No. 4の5と同様の取扱ひとする（援護局戻し）。
四七三（一九〇）^{（※3）}

(ロ) 病名（精神病、自殺等）
No. 3の1と同様の取扱ひとする（合祀）。
八六（二四四）

(ハ) 3年以上経過死亡
No. 3の2と同様の取扱ひとする（六年に延長）。
五六（三四四）

援護局上の取扱ひも退職後4年罹病後12年以内の死
者は公務罹病基因と見做すよう法改正決定見込みの段
階である（現行退職後2年罹病後6年）。

2、(イ) 在郷死亡のため保留となつてゐるもの
一一五四（一、五六一）
^{（二字不明）}

原則として合祀する（今回を以つてこの□□歿状況の
合祀ははじめての取扱ひとなる）。
一八七（一、〇八〇）

(ロ) 発病年月日等不明のもの
No. 4の5と同様の取扱ひとする（援護局戻し）。
四（九三）

(ハ) 病名（精神病等）
保留扱ひとする。
二〇八（三四四）

(ニ) 3年以上経過死亡者
保留（従来通り）
六（二七（三））

(ホ) 6年以上経過死亡者
保留（従来通り）
二七（三）

特別未帰還者

1、ソ連地域での死亡者―合祀する。 三七六

身分
個有の身分不詳、開拓団員、特務副長、警察官、
憲兵団、ハイラル隊、官吏（満洲國）、軍官、
校生徒、畜産支社長、満鉄社員、刑務所員、
社員、特高副長、山海関鉄道員、樺太開発社員、
会

2、中国地区での死亡者―援護局へ返戻し再調査する。

一、八二四

身分
個有の身分不詳（一、四九〇）義勇隊員（二八
一）開拓団員（八三）、満洲國軍人、官吏、警
察官、満鉄社員、会社員、邦人、慰問団員、看
護婦等

3、マライ地区での死亡者 援護局へ返戻し再調査する。二
4、上記以外の地での死亡者 六

〔※1〕 以下、この欄に限り、編集の都合上、原史料ではアラ
ビア数字を使用している部分を、漢数字を使用して表記
した。

〔※2〕 漢数字を使用して表記した。

〔※3〕 以下、編集の都合上、原史料ではアラビア数字を使用
している部分を、漢数字を使用して表記した。

【三〇七】合祀事務に関する打合事項につき（報告）
（昭和42年6月22日）

昭和42年6月20日起案
6月22日決裁

合祀に関する打合事項につき（報告）

昭和四十二年五月八日開催の合祀事務連絡會議（既報告済）の後に五月十八日長崎医科大学原爆犠牲者学徒の靖國神社合祀陳情書が同遺族會（倉成代議士、永石援護課長同道）より提出（既報告済）されたのでこの事項を中心として、関連事項をも含め重ねて打合會を開催したので左記の通り御報告致します。

記

一、日 時 昭和四十二年六月二十日（火）午前十一時より午後一時半迄

一、出 席 者 靖國神社洗心亭 厚生省援護局 西村 調査課長 石田 課長補佐 中島 事務官 業務第二課 村岡 課長 阿部 課長補佐 池田 権宮 司 木曾 彌 宜 神社側

一、議題

- 1、長崎医科大学原爆犠牲者学徒合祀の件
- 2、阿波丸殉難者合祀の件
- 3、沖繩の消極的戦闘協力者合祀の件
- 4、長崎医科大学原爆犠牲教職員合祀の件
- 5、対馬丸疎開学童付添教職員等合祀の件
- 6、広島原爆犠牲国民義勇隊員中の教職員合祀の件

一、説明

1、学徒動員令により徴用中の学徒のうち医学生は医師欠乏を一日も早く補充する為動員令を解除し学舎に復帰

せしめ随って夏期休暇時期などもこれを返上せしめて授業中原爆により死亡したるものなり。従って國家の要請は事実上二重にあつたものと考へてもよい状況であつた。國より見舞金七萬圓が支給されることに決定した。これが行政取扱ひは文部省大学学術局学生課である。

2、阿波丸は緑十字の非武装船で捕虜交換船であつたが台湾沖で米潜水艦の攻撃をうけ沈没した死歿者のうち陸海軍関係軍人軍属軍属は合祀であるが、外務省関係官吏及その家族又一般邦人（報道関係者及その家族等）は未合祀である。國から見舞金が支給されてゐる。外務省人事課の取扱ひである。

3、沖繩の消極的戦闘協力者とは満六才以下の者又は六十五才以上のものである。國から見舞金が支給されてゐる。取扱ひは總理府特別連絡事務局である。

4、長崎医科大学と共に授業中原爆により死亡した教職員であつて身分が國家公務員であつて遺族に対しては文官公務扶助料が支給されてゐる。取扱ひは文部省人事課である。

5、内地本籍者は合祀になつてゐない。取扱ひは文部省人事課である。

6、教職員で合祀になつてゐないものがあると思はれる。取扱ひは文部省人事課である。

一、右六項目について検討の結果基本的には國が処遇を講じたのであるから合祀することに異議はない。

一、事務的取扱ひ方法については
1、合祀予定基本線として厚生省より関係各省に連絡を計り資料を神社に提供出来る如く検討実施する。
長崎医科大学 文部省学生課
阿波丸関係 外務省人事課（北米課）
沖繩消極的戦闘協力者 特別連絡事務局
長崎原爆教職員 厚生省から連絡をする。
広島 〃 文部省人事課
対馬丸付添 〃

2、昭和四十二年八月末日迄に見舞金支給裁定済のもの名票を神社に提出する。

一、合祀完了のための事務的方針を講ずる為には援護局プロツ爾後のものは昭和四十三年度合祀とすること。

ク事務担当者會合等があればその時期を利用して、神社側よりも出向して説明を行う等積極的に協力方要請致し度いので、本省側としても右を考慮に入れてこれが実現方についての方途を考究して欲しい旨申入れ、援護局側も諒承す。

以上

【308】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）（昭和43年5月28日調査第318号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管課長宛）

調査第 318 号
昭和43年5月28日

各都道府県民生主管課長 殿

厚生省援護局調査課長

旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）

標記に関する事務処理については、昭和40年6月8日調査オ/53号通知「旧陸軍関係戦没者の昭和40年度以後の靖国神社合祀事務に対する協力等について」により、各都道府県の格別なるご協力により、その大部の者の合祀を終わらせているところであるが、引き続き本年度において提出予定の祭神名票については、前記通知のほか下記事項ご留意の上これが早期完了について、いつそのご配慮をお願いしたい。

なお、従来の合祀予定者選考基準の該当者又

は旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の該当者に係る祭神名票は遅くも本年8月中旬までに提出されたい。

記

1 特別未帰還者の死没者（戦時死亡宣告者のうち公勤死と認定された者を含む。）について

戦傷病者戦没者遺族援護法オ3条オ2項オ5号の該当者であつて、昭和20年9月2日以後ノ逃邦又は樺太において抑留中死亡し同法オ34条の弔慰金（以下「弔慰金」という。）の認定の終わったものについては、昭和41年/月24日調査オ27号通知により、特別合祀認贈の対象となつたのであるが、上記以外の地域（清洲、中国本土等）の死没者についても、本年度より靖国神社において合祀認贈の対象とすることに定められたので、これらの祭神名票には弔慰金の認定記号番号のほか階級欄に次例のように特別未帰還者である

こと及び終戦時の職業を記入されたいこと。

例「特別未帰還者（〇〇会社員又は清洲回管定）」

2 弔慰金又は恩給法による公勤扶助料の未認定のものについて

昨年度提出の祭神名票には弔慰金又は公勤扶助料認定のため送達中のものを提出した向きがあるが、これら未認定の祭神名票は靖国神社において係留票となつていたので、認定年月日が判明した場合はその都度、認定の記号番号等を厚生省経由、靖国神社に通報されたいこと。

3 祭神名票記入事項の不備のものについて

祭神名票の各記入欄のうち一部を空白のまま、提出される向きがあるが、合祀選考上支障があるので、これらの戦没者については協力資料を調査し、必要事項は完備されるよう留意されたいこと。

【三〇九】合祀に関する検討資料（昭和44年1月13日）

合祀に関する検討資料

日時 昭和44年1月31日 自午後2時
 場所 靖國神社々務所
 出席者 厚生省援護局 西村調査課長 石田補佐
 山野業務班長 中島資料係長
 村岡業務第二課長 阿部補佐
 脇田補佐 元木係長
 靖國神社 池田権宮司
 同 木曾禰宣
 資料作製 靖國神社調査部

資料目録

- 1、保留名票について
- 2、再確認事項
- 3、今年度名票上申の見込及び対策について
- 4、新規合祀陳情のあったもの

保留名票
 陸軍之部
 海軍之部

(陸軍)

| | | | |
|---|-------------------------|-----|----------------------------------|
| 1 | 要調 公扶不明、記事不足 記事不明 | 642 | 神社から直接各縣へ名票を送付し整備せしめたる上で合否を決定する。 |
| 2 | 研究 | 192 | |

| | | | |
|----|--|---------------|---|
| 3 | 公扶非該当・公扶なし | 690 (不助)60 | 調査課で再検討の上これを整備し合祀可 社から縣へ送付し整備せしめる。 調査課で総理府と連絡し、これを確認の上合否を決定する。 該當名票を調査課へ返戻し再調査する。 (当日石田補佐に渡済) |
| 4 | 公扶未裁定・未請求・請求中 | 593 | |
| 5 | 特別否・不適合 | 11 | |
| 6 | 終戦后内地発病 | 55 | |
| 7 | 特別未帰還者 (内地死亡者) | | |
| 8 | (講和発効の日)以後に リ連・中共地区での死亡者 一時保留しあるもの | | |
| 9 | 六年以上経過死亡者 公務要確認 | 944 | |
| 10 | 沖繩戦闘協力者(消極的見舞金未請求者 「死没者申立書」にあるが「見舞金支給台帖」に無い者 法務関係 一般邦人で公務死亡の確認が出来ない者 台湾朝鮮本籍者で資料不備及び公務確認出来ない者 朝鮮 台湾 | 92 56 4 | |
| 11 | | 7 | |

(陸軍)

| 区分 | 要調 | 研究 | 公扶未 非該当 裁定等 | 特別否 | 終戦后 内地発 病 | 特未内 地死亡 | 一時金 その他 | 講和後 死亡 | 六年以 上経過 後死亡 | 計 |
|-----|----|----|-------------------|-----|-----------------|------------|------------|-----------|-------------------|-----|
| 北海道 | | 7 | | 1 | 1 | | 1 | 14 | 2 | 26 |
| 青森 | | 13 | 4 | 203 | | | 22 | 100 | 25 | 367 |
| 岩手 | | 3 | | | | | | 42 | 24 | 69 |
| 宮城 | 3 | 8 | 4 | 18 | | 1 | | 34 | 82 | 150 |
| 秋田 | | | | | | | | 4 | 2 | 6 |
| 山形 | | 2 | | 9 | | 1 | | | | 17 |
| 福島 | 6 | 8 | 1 | | | 7 | 2 | 3 | 4 | 31 |
| 新潟 | | | 1 | 9 | | | 1 | 4 | 15 | 30 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|----|--|--|----|-----|---|----|--|----|-----|----|-----|
| 茨城 | 3 | 1 | | | | 39 | | | | | 1 | 11 | 1 | 56 |
| 栃木 | 23 | | 7 | | | | | | | | | 11 | 1 | 42 |
| 群馬 | 1 | | | | | | | | | | | 3 | | 4 |
| 埼玉 | 2 | 6 | 13 | | | 3 | | | | | 13 | 55 | 2 | 94 |
| 千葉 | 1 | 1 | | | | | | | | | 5 | 67 | 14 | 88 |
| 東京 | 1 | 4 | | | | | | | 2 | | | 3 | 1 | 18 |
| 神奈川 | 35 | 7 | | | | 10 | 3 | 1 | | | | 64 | 45 | 165 |
| 山梨 | 1 | | | | | 2 | 1 | | | | | 5 | | 9 |
| 静岡 | 22 | 2 | 5 | | | 6 | | | 3 | | 2 | 36 | 16 | 92 |
| 富山 | 7 | | 21 | | | | | | | | 5 | | | 33 |
| 石川 | 8 | | | | | 2 | 1 | 1 | | | | 7 | 1 | 20 |
| 福井 | 16 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | 1 | 28 | 66 | 114 |
| 長野 | 53 | 8 | | | | 3 | 3 | | | | 1 | 120 | 13 | 201 |
| 岐阜 | | 2 | | | | | | | 16 | | | 2 | 2 | 22 |
| 愛知 | 50 | 2 | 14 | | | 10 | | | 1 | | 1 | 3 | 1 | 82 |
| 三重 | | | | | | | 1 | | | | | | | 1 |
| 滋賀 | | | 1 | | | 14 | 3 | | | | | 2 | 1 | 21 |
| 京都 | | 13 | 2 | | | 57 | 2 | | | | | 83 | 70 | 227 |
| 大阪 | 2 | 8 | | | | | | | | | 1 | 89 | 73 | 173 |
| 兵庫 | 10 | 7 | 3 | | | 19 | 53 | 1 | | | 35 | 134 | 42 | 304 |
| 奈良 | | 6 | | | | | | | | | 2 | 14 | 30 | 52 |
| 和歌山 | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥取 | 4 | 1 | 35 | | | 4 | | | | | 24 | 53 | 11 | 132 |
| 島根 | 3 | 1 | | | | 2 | 4 | | 3 | | | 3 | | 16 |
| 岡山 | 68 | 13 | | | | 27 | 116 | 1 | 10 | | 25 | 115 | 32 | 407 |
| 広島 | 6 | | 43 | | | 19 | | | 2 | | 27 | 32 | 9 | 138 |
| 山口 | 2 | 1 | 43 | | | 39 | 4 | 1 | 1 | | 41 | 44 | 21 | 197 |
| 徳島 | 1 | | 1 | | | 28 | | | 2 | | 28 | 107 | 80 | 247 |
| 香川 | 1 | | | | | 17 | | | | | 17 | | | 35 |
| 愛媛 | 33 | 2 | 61 | | | 43 | | 1 | | | 22 | 62 | 67 | 291 |

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-----|-----|-------------------|-------------------|------------|-----------------|---------------|------------------------|-------------------------------|-----------------------|-----|-------|
| 高知 | 10 | 6 | 26 | 1 | 23 | 1 | | | | 45 | 17 | 129 |
| 福岡 | 200 | 2 | 139 | 9 | 16 | | | | | 27 | 27 | 426 |
| 佐賀 | | 12 | 1 | | 12 | | | | | 1 | 51 | 141 |
| 長崎 | 1 | | | (特未) 22 | | | | | | | | 23 |
| 熊本 | 4 | 1 | 1 | 2 | 1 | | | 1 | | 14 | 12 | 36 |
| 大分 | 37 | 6 | 1 | | 2 | | | 4 | | 6 | 6 | 62 |
| 宮崎 | | | 270 | 103 | 54 | 1 | | 1 | | 77 | 97 | 25 |
| 鹿児島 | 28 | 6 | | | 13 | 1 | | | | 12 | 114 | 61 |
| 沖繩 | | 32 | | | | | | | | | | 235 |
| 合計 | 642 | 192 | 690 | 460 | 593 | 11 | 55 | 394 | 1,708 | 944 | | 5,689 |
| 要請 公表 記事不足 記事不明 | | 研究 | 公扶 非該当 裁定なし | 公扶 未裁定 未請求中 | 特別否 不適格 | 終戦后 内地発 病 | 特 内地死 亡 | 一時金 三号扶 増恩 普恩 | 讞和后 死亡 (内地 以連) 中共 | 六年以 上 公扶要 確認 | | |

未返戻名票内訳 (陸)

| 県 | 軍人軍属 | 特未 | 県 | 軍人軍属 | 特未 |
|-----|------|-----|-----|------|-------|
| 宮城 | 262 | | 岡山 | | 46 |
| 秋田 | | 13 | 徳島 | 18 | |
| 福島 | 7 | | 福岡 | 372 | |
| 東京 | 9 | 126 | 佐賀 | 17 | |
| 静岡 | | 61 | 長崎 | 7 | 163 |
| 石川 | | 3 | 熊本 | 1 | 31 |
| 福井 | 17 | 31 | 宮崎 | 3 | |
| 長野 | | 969 | 鹿児島 | 97 | |
| 大阪 | 16 | | | | |
| 兵庫 | | 57 | | | |
| 和歌山 | 1 | | 合計 | 827 | 1,500 |

| | | （陸） 合祀前の調査に基づく既合祀数 | | | | | | |
|---------|----|--------------------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 北海道 | 1 | 東京 | 342 | 京都 | 23 | 愛媛 | 34 | |
| 青森 | 5 | 神奈川 | 126 | 大阪 | 9 | 高知 | 12 | |
| 岩手 | 23 | 山梨 | 12 | 兵庫 | 834 | 福岡 | 47 | |
| 宮城 | 18 | 静岡 | 32 | 奈良 | 39 | 佐賀 | 6 | |
| 秋田 | 11 | 富山 | 20 | 和歌山 | 6 | 長崎 | 32 | |
| 山形 | 8 | 石川 | 10 | 鳥取 | 41 | 熊本 | 46 | |
| 福島 | 75 | 福井 | 55 | 鳥根 | 8 | 大分 | 63 | |
| 新潟 | 61 | 長野 | 37 | 岡山 | 146 | 宮崎 | 8 | |
| 茨城 | 21 | 岐阜 | 66 | 広島 | 302 | 鹿児島 | 130 | |
| 栃木 | 4 | 愛知 | 216 | 山口 | 189 | 埼玉 | 35 | |
| 群馬 | 11 | 三重 | 31 | 徳島 | 14 | 沖縄 | 2 | |
| 千葉 | 11 | 滋賀 | 16 | 香川 | 1 | 合計 | 3,239 | |
| （海） 172 | | | | | | | 總計 | 4,454 |

| | | （海） 軍（*1） | |
|---|--|-----------------------|---|
| 1 | 公務要確認 | 41 | |
| 2 | 研究 離隊逃亡 戦時死亡宣告（離隊後） 自殺 精神病 6年以上経過死亡 | 19 154 72 25 | 公務裁定のものは原則として 合祀扱とする。 戦地公務可 内地公務不可 特昇裁定不可 |
| 3 | 公扶進 公扶短 記号無し 増恩（勲恩） 特別扶権者なし | 233 6 366 6 | |
| 4 | 一戦協（囑託無給） | 5 | |
| 6 | 内地発病内地死亡 占守島にて罹病内地死亡 失踪宣告 （死没に伴う無給採用） | 4 8 2 | |

再 確 認 事 項

- 戦地（援護法所定）における消極的戦闘協力者（*2）
 - (イ) 南洋諸島
 - (ロ) 比島
 - (リ) 満洲
 - (レ) その他
 - サイパンから内地強制疎開中の死没者（一般）——合祀可（*3）
 - 法務死没者（*4）
 - (イ) A 級（12名） } 合祀可
 - (ロ) 内地未決死没者（10名）
 - 防空法による防空従事中の死没者
 - (イ) 公務員 合祀可
 - (ロ) 一般
- 下記三種に別けることが出来る

陸軍海軍と一体となつてこの勤務に當つてゐた關係で援護法で取扱ふこととなつたから、これから厚生省で把握業務を推進することに決定した。対象人員一〇〇名程度の見込みである。

1、防空監視哨の隊員
対象人員は把握してゐないが、これから調査も進められることとなる。

2、一般警防（消防）（警防団）従事者
ら消防庁で見舞金支給事務を取扱ふこととなった。

3、医療関係者（救護要員）
担当官庁も決つてゐない。従つてこれから調査も進められることとなる。

今年度名票上申の見込及び対策について

- 全体についての通し
一、基準内で合祀扱のもの
（今年度名票上申見込数）
 - 陸軍 18,000 } 計21,000名
 - （台湾） 3,000 }
 - 海軍 2,240 } 合計25,340名
 - （台湾） 2,100 } 計 4,340名

- ◎ 朝鮮は未処理の為今後の問題として残る。
- ◎ 他省関係（外務、運輸、通信、自治、警察庁）に対して厚生省で連絡を図りたる上で、

神社側と同道要談することとする。

厚生省関係の文官についても厚生省（調査課）で調査研究のこととする。

靖国神社御創立百年度の関係もあつて、神社側としてはこゝで合祀完了の線を出し度い。その為に各縣知事に対して協力方を宮司名を以つて要請する等の措置を講じた方が有利であれば、その様に取進めることも考慮してよい。更にはその他有効なる方法があれば神社側でも検討したいが如何。

これに対して西村課長は「援護局で検討した上で改めて回答する」との答であつた。

2. 特別法関係
3. 特別未帰還者
4. 朝鮮台湾本籍者

新規合祀陳情のあつたもの

1. 戦没者
本籍 ×××××^{〔※5〕}
死亡状況 ×××××
昭和15、8 第一線要員に編入された営庭に於て軍装検査中心臓痲痺のため死亡
恩給法等の適用 公務扶助料・弔慰金受給せず
2. 旧東京女子薬学専門学校学生 ×××××^{〔※6〕}
本籍 ×××××
死亡状況 昭和20、8、9 長崎医科大学薬局に於て勤務実習中原爆により死亡
見舞金 文部省告示による支給対象外として支給されておかない
3. 戦没者 城津燈台長 ××××× ×××××
^{〔※7〕} 同 次席 ××××× ×××××
死亡状況 昭和20、8、28 燈台附近に近接して発砲のノ連兵と交戦殉職死亡す

〔※1〕 全般（全体）について業務第二課で再検整備する。

〔※2〕 現在引揚者給付金事務及び在外財産関係事務（総理府）を取扱つてゐる段階であつて、昭和45年までを要するので、これが終了してはじめて資料が把握出来る。昭和46年度ではじめて各縣の資料に基き取扱うことが出来る見込みである。この段階において一定の基準（期間、地域等）を設け該当者の資料を縣から提出しむることとする。

〔※3〕 主として海軍関係に資料がある（給付金支給関係）該当者は1,574名（内沖繩本籍者670名を含む）

本籍は海軍側資料、遺族関係は各縣で把握してゐる。
事務上の関係で、1、と2、と同時に扱うこととする

（沖繩の見舞金支給基準と同様の者を取扱うこととする）

時期的には昭和45年度或は昭和46年度になる見込みである。

〔※4〕 合祀可 総代會の意向もあるので合祀決定とするが外部発表は避ける。又合祀通知状は遺族直接に神社から届けることとして、縣を経由することはない。

〔※5〕 弔慰金は死亡が昭和16、12、8以前の為非該当である。公務扶助料が、その当時に於て裁定になつてゐない。と云うことは何か死因に問題があつたのではないか、証人の証言が皆同じことを云つてゐる点等理解出来難い点もある。現時点でこの件を取上げることは無理のようだ。

〔※6〕 問題外と思はれる。
〔※7〕 所管 外務省

朝鮮総督府関係で恩給法に基く処理状況を調査して見る必要がある。

今後外務省に問合せることとする。

死亡が法務局の記録通り20、10、17であれば特別未帰還者としての取扱ひが出来ると思ふが、既に時効となつてゐるので援護法では取扱うことが出来ない。

③上記が確認出来れば合祀扱ひとすることが出来るように思はれる。

【310】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）（昭和44年3月3日調査第130号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管課長宛）

調査第130号
昭和44年3月3日

各都道府県民生主管課長 殿

厚生省援護局調査課長

旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）

標記のことについては各都道府県のご協力により、合祀予定者としての選考基準内にある者については、その大部の合祀を終わつたところであるが、本年はあたかも靖国神社創立百年に当るので、同社においてはこれを記念して今秋創立百年記念の祭典を奨励する計画であり、又終戦後24年を経過していること等の関係から、同社としてはこの戦没戦死者の合祀については一段落させたい意向である。ついては各都道府県においてはこの際下記事項に留意のうえ従前

の合祀予定者選考基準の対象となる者及び特別設議の対象となる者にかかる祭神名票は、その全部を提出するようご配慮願いたい。

なお、本年の籠園奉安祭は百年記念行事の関係から7月7日に繰り上げ実施される予定であるので、祭神名票は遅くも7月末日までに提出されたい。

記

従前の合祀予定者選考基準内において個別審査されるものについて

(i) オ7類について

同類オ7項（その他公務により死亡した者）には戦傷病者戦没者選族特授護法（以下「優遇法」という。）オ2条オ3項オ4号の該当者（華戦陸軍局）で同法オ3条の弔慰金（以下「弔慰金」という。）の支給の規定の終わった者も同類に含み個別審査されること。

なお、同類(i)には受傷り病後3年以内に、

これにより死亡としてあるが、この3年を6年以内のものについても個別審査されること。

(2) オ10類について

同類は従来戦時災害による死亡者を条件としていたが、昭和38年法律オ74号の援護法改正により国家総動員法に基づく徴用又は協力中の死亡者については戦時災害の要件が撤廃されたので、これに伴い業務上の傷病により死亡したもので弔慰金の支給の規定の終わった者も同類に含み個別審査されること。

(3) オ14類について

同類は受傷り病の日より3年以内に死亡した者としているが、この3年を6年以内のものについても個別審査されること。

(4) オ15類について

同類は受傷り病後6年を経過して死亡した者を除くとしているが、これを受傷り病

後6年を経過した者でも昭和27年4月28日（平和条約発効の日）以前に死亡した者については同類に含み個別審査されること。

2. 合祀もれの防止について

選族から靖国神社に対し直接戦没者の合祀済否について照会されるものがあるが、この中には合祀選考の対象として考慮されるものが相当含まれているとのことであるので設定原簿につき再点検され合祀もれ防止に協力されたいこと。

3. 既合祀の祭神名票について

昭和43年度において送付のあつた祭神名票のうち合祀済となつていた祭神名票の数が各都道府県を通じ合計12ノ5柱分あり、又昭和41年以降の累計は44ノ4柱分にも達していることは設定原簿の不備にあると思われるので祭神名票の作成に当つては十分留意されたいこと。

4. 祭神名票の記載事項について

祭神名票の記載事項のうち関係書類の記入に当たっては特に次の点に留意されたいこと。このことは靖国神社より直接各都道府県に対する無会の中でも問題の多い点であることを考慮されたい。

- (1) 旧軍人の公務による在郷死亡者については、特に公務扶助料認定番号を記入されたいこと。

現時点において公務扶助料受給該当者のいないものについては過去に公務扶助料認定のあつた者であることを付記されたいこと。

- (2) 従来同欄に未裁定、未請求等の記入をした祭神名票を提出する向があるが、これらのうち前者については進達年月日、同番号を記入し、後者については恩給法、援護法上の請求該当者がいないため未請求となっている者か否かが不明であるので、その事由を簡明に記入されたいこと。

【三一】合祀事務に関する検討(資料)(昭和45年2月10日)

合祀事務に関する検討(資料)

日時 昭和45年2月10日(火) 13時半に変更す
場所 靖國神社々務所
出席者 厚生省側 柏井補佐、山崎班長、中島班長(前資料係長)、堀資料係長(新任)、阿部補佐、脇田補佐
神社側 池田権宮司 木曾禰宜

(資料作成 靖國神社調査部)

資料目録

- (1) 保留名票について
 - (2) 再確認事項
 - (3) 今年度名票上申の見込
 - (4) 合祀洩れ(基準内)調査の対策
- (1) 保留名票について

| | | |
|----------|------|---------------------|
| 陸軍之部(※1) | | |
| 1 | 公務要調 | 三五 |
| 2 | 記事不備 | 二〇〇 |
| 3 | 研究 | 一四〇 |
| 法務関係 | | 現在保留扱となつてゐる事情説明(木曾) |

| | | | |
|----|------------------------------------|-------|------------------------------|
| 2 | 支那事変病名 | 五 | 公務裁定済者は合祀可と、する |
| 1 | 公扶未記入 | 二五〇 | 業務第二課で再調のと、する |
| 4 | A級 内地未決 | 一二二 | 合祀扱ひとするときは両者同時扱ひを至当とする。 |
| 5 | ソ連満洲支那で27・4・27以後の死歿者 | 七三 | 1、と同様 厚生省にて検討する。 |
| 6 | 未裁定 | 三三〇 | 取扱ひ方法について厚生省で検討する。9、11と同じ扱ひ。 |
| 7 | 未請求 | 一、五〇〇 | |
| 8 | 公扶なし | 一七〇 | 取扱ひ方法について厚生省で検討する。11と同じ扱ひ。 |
| 9 | 受給権者なし・遺族なし・適格遺族なし | 二五〇 | |
| 10 | 異議申立中 | 二一 | 6と同様 |
| 11 | 公扶非該当 | 二五〇 | |
| 12 | 非公務 | 一六〇 | |
| 13 | 1 特例法否 2 同不適格 3 同不適格見込 却下 | 八〇〇 | |
| 14 | 増恩(三扶) | 一、五〇〇 | 保留 |
| 15 | 普扶 | 三五〇 | |
| 16 | 一時金 | 五〇 | 6と同様 |
| 17 | 書類返戻 | 五〇〇 | |
| 18 | 支那事変中病名 | 六〇 | 6と同様 |
| 19 | 支那事変中病名 | 一三 | |
| 20 | 病名(花柳病等) | 一九 | 保留 |
| 21 | 満洲前 | 七〇〇 | |

| | | | |
|---|---------|--------|-------|
| 3 | 要研究(再調) | 四〇〇 | 1、と同格 |
| 4 | 講和後 | 六〇〇 | 保留 |
| 5 | 対象外 | 一三、〇〇〇 | 1、と同格 |

(2)再確認事項

- 1、戦地における消極的戦闘協力者 研究課題とする。
 - ア、南洋諸島 対馬丸殉難学童の取扱ひは一応別として、単独に研究することとする。
 - イ、比 島
 - ウ、満 洲 12万人程該当者がある。
 - エ、その他
- 2、サイパンから内地強制疎開中の死歿者(一般)
 - 1、と同様
- 3、防空法による防空従事中の死歿者
 - ア、公務員 昭和44年7月に援護法が改正されたので、
 - イ、一般 援護法により裁定された者は合祀可なり。
- 4、他省関係(外務、運輸、通信、自治、警察庁) 厚生省援護課に資料が或程度有る筈である。これ等について研究してみることを、する。

(3)今年度名票上申の見込

予算上の目標数
陸軍 一三、〇〇〇
海軍 五、〇〇〇
計 一八、〇〇〇

このうち海軍の合祀可は二、〇〇〇程度と思はれる。陸軍は一応一三、〇〇〇が合祀可と考へてゐる。

(4)合祀洩れ(基準内)調査の対策

対策 案の一（阿部補佐）

日本遺族会の機構を利用して市町村で未合祀者を調査しこれを縣庁又は神社で調査実施の上合祀済の者には通知状再発行、未合祀者は縣で名票化して神社に送付すること、せば100%は出来ないが少くとも熱心な遺族を対象として効果が期待出来るのではないか。

案の二 各縣遺族会長から縣担当係長に要請する如く連絡を計る。

現段階で保留中の名票整備或は再調査等要請しようとする時第一、第二案を縣へ要請すると業務が重なることとなり縣ではどちらにも応じられなくなる恐れがある。
よって、本案は時期を検討しながら更に研究することとする。

〔※1〕 表内の数字に関しては、編集の都合上、原史料ではアラビア数字を使用している部分を漢数字を使用して表記した部分がある。

【312】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）（昭和45年4月3日調査第278号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管部長宛）

調査第 278 号
昭和45年4月3日

各都道府県民生主管部長 殿

厚生省援護局調査課長

旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）

機記については各都道府県のご協力により順調に進捗しているが、引続き本年度においても下記にご留意のうえ合祀事務の早期終了について一そうご配慮願いたい。

記

1 本年度合祀予定者の祭神名票提出期日について

本年秋季の盂蘭奉安祭は10月17日の予定であるので、従前の合祀予定者選考基準の対象となる者及び特別合祀詮議の対象となる者にかかる祭神名票は、遅くも本年8月末日までに必着するよう送付されたい。

2 合祀予定者選考基準等について

合祀予定者選考基準、特別合祀詮議の対象、祭神名票記入要領等については、次項以下に特に定めるもののほかは次の通知によられたい。

(1) 昭40.6.8 調査第153号
旧陸軍関係戦没者の昭和40年度以後の靖国神社合祀事務に対する協力等について

(2) 昭41.1.24 調査第27号
旧陸軍関係戦没者の昭和41年度靖国神社合祀事務について（連絡）

(3) 昭43.5.28 調査第318号
旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）

(4) 昭44.3.3 調査第130号
旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務の協力について（通知）

3 あらたに特別合祀詮議の対象となるもの

ついて

昭和44年法律第61号による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という。）第2条第3項第7号に掲げる者（防空監視隊員）で弔慰金裁定済のものは昭40.6.8 調査第153号別冊の第2第2項「ウその他」に該当するものとして取扱われたい。

4 祭神名票送付に際して添付する連名簿について

祭神名票送付の際添付する連名簿は、調査第153号別冊の第2第1項により合祀予定者選考基準の各類型ごとに作成することとされていたが、今後送付するものについては、各類別区分でなく身分別（軍人の部、軍属の部、その他の部）に区分し、氏名のみを記載した連名簿でさしつかえない。

5 弔慰金又は公務扶助料が未裁定のものについて

弔慰金又は公務扶助料請求書を遅滞したがまだ裁定されていないものについては、昭43.5.28 調査第318号下記第2項にかかわらず、今後は裁定後に祭神名票を作成送付されたい。ただし、未裁定のままですて送付済みの祭神名票については、裁定された際に昭40.6.8 調査第153号の別紙様式第1「祭神名票の補足（訂正）通知票」により裁定記号番号等を通報されたい。

（注） 恩給法又は援護法の裁定結果により合祀基準該当者が決定される者の祭神名票は神社に保留されている。

6 祭神名票の記入要領について

祭神名票の記入については従前の通知によるほか、特に次の点に注意されたい。

(1) 「死亡日・場所・事由」欄

「不明」と記載されたものが散見されるが、死亡事項が不明のものは合祀詮議ができないので、死亡公報、戸籍等により確認して必ず記入されたい。

(2) 「関係種類」欄

恩給法、援護法裁定関係について次の左

欄のように記載されたものがあるが、選考
上その内容を必要とするので、右欄に掲げ
る事項を簡単に併記されたい。

| | |
|-------|-----------------------|
| 公扶非該当 | 該当遺族の有無。 却下ならその理由。 |
| 公扶なし | 該当遺族の有無。 公務、非公務の別。 |

ク 靖国神社に保留されている祭神名票の補備
について

靖国神社は、すでに送付された祭神名票の
うち記載事項の補備を要するものについては、
近く各都道府県に名票原票を送付して補備記
入を依頼したい意向であるので、同神社から
(直接又は当局経由)送付を受けた場合は関係
係諸通知の記載要領を参照して補備を行なつ
たうえ返送されたい。

【三一三】合祀事務に関する検討（資料）（昭和45年6月25日）

合祀事務に関する検討（資料）

日時 昭和45年6月25日（木）14時—18時30分
 場所 靖國神社事務所
 出席者 厚生省援護局調査課

小澤補佐
 山野班長
 堀係長
 横溝課長
 脇田補佐
 元木係長
 池田権吉司
 木曾禰宜

（検討資料作成 靖國神社調査部）

- 資料目録
 保留名票について
 再確認事項
 今年度名票上申の見込
 合祀洩れ調査に関すること
 (1) 保留名票について

合祀洩れ調査方法について厚生省で検討中であつて、その方法が決まれば各縣に指示する方針であるから、保留名票に関する事項も、この段階に一括して解決することとする。但し返戻要求のあつた宮崎縣は上記に拘らず要求に応じて直ちに返戻すること。

(2) 再確認事項

1、戦地における消極的戦闘協力者
 特別給付金支給の対象となつて居り、この事務が昭和46年3月で終ることとなつて居るので、終つた段階で検討することとし、研究課題として置くこと（積極的も消極

的も法律上は戦闘協力者となつて居る）。

2、サイパンから内地強制疎開中の死者者（一般）
 上記同様とする。
 数字的には総理府庶務課丸山事務官（引揚者特別給付金に関する担当）でわかっている点である。
 個々の資料は各縣に有る筈である。

3、防空法による防空従事中の死者者（七種類ある）

ア) 公務員
 日本消防協会（東京）及び各縣支部で資料を把握していると思はれる。

イ) 一般
 防空監視隊員及び船舶防空監視隊員（船舶運営会関係）については昭和44年7月に援護法が改正されたので、裁定済者は合祀可と思はれるが、該当者は約20名程度と思はれる。

4、他省関係——引揚給付金関係資料で調査する他各縣についても調査すること。厚生省援護課では数は掌握しているが、資料は持っていない。このことについては厚生省調査課で研究することとする。
 （留守名簿等についても調査してみること）。

ア) 外務省

イ) 運輸省

ウ) 通信省（郵政省）

エ) 自治省

(A) 旧警防団

防空扶助令による扶助金の支給をうけていない警防団員の遺族等に支給する、「防空に従事して死傷した警防団員等に対する特別支出金の支給に関する要綱」が昭和44年9月5日自治省告示第142号で出て居る。これは昭和45年2月末日で締切りしてその資料

は自治省消防庁防災救急課に保有してある。個々について審議の上合祀可なり。但し資料については今後消防庁と協議せねばならない。又合祀の時期については公務員の取扱ひと同時にすること。

オ) 警察庁
 同上

5、法務関係

A級 12名
 内地未決 2名
 諸状勢を勘案保留とする。

6、（法律第27号）戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律に伴う事項
 ア) 満洲開拓青年義勇隊隊員
 昭和16年12月8日より同20年8月4日迄の間に大東亜戦の軍事に関連して死亡した者（法律第一条）が援護法の対象となつた。裁定済は合祀可。

イ) 軍人軍属又は軍人軍属であつた者が戦地で死亡した事由が遺族年金等の支給事由に該当しない遺族に対して年金及び弔慰金を支給することとなつたもの（附則第5条）（國會修正による追加）
 逃亡、抗命、受刑中自殺等
 （七年以上の刑は軍の身分）
 （喪失七年以下の刑は降等）

◎期間 昭和12年4月7日から昭和20年9月1日迄の間。

◎地域 戦地（内地、台湾、朝鮮、満洲は除く）。

◎一般刑法でも大赦にならないような破廉恥罪は除く。大赦令は第一回20・10・17、第二回21・11・3、第三回27・4・28行はれている。

◎公務を拡大したものではない。

◎遺族の心情に鑑みて年金等の支給が考へられた。

◎事務段階でなく援護審査会で決定する。

◎該当は30件程度と思はれる。

◎合祀については援護審査会の判断の出た上で内容について検討した方がよいと思はれる。

(3) 今年度名票上申の見込

| | |
|----|-------------------|
| 陸軍 | 一三、〇〇〇 |
| 海軍 | 三、五〇〇 (内 台湾一、〇〇〇) |
| 計 | 一六、五〇〇 |

(4) 合祀洩れ調査に関する事

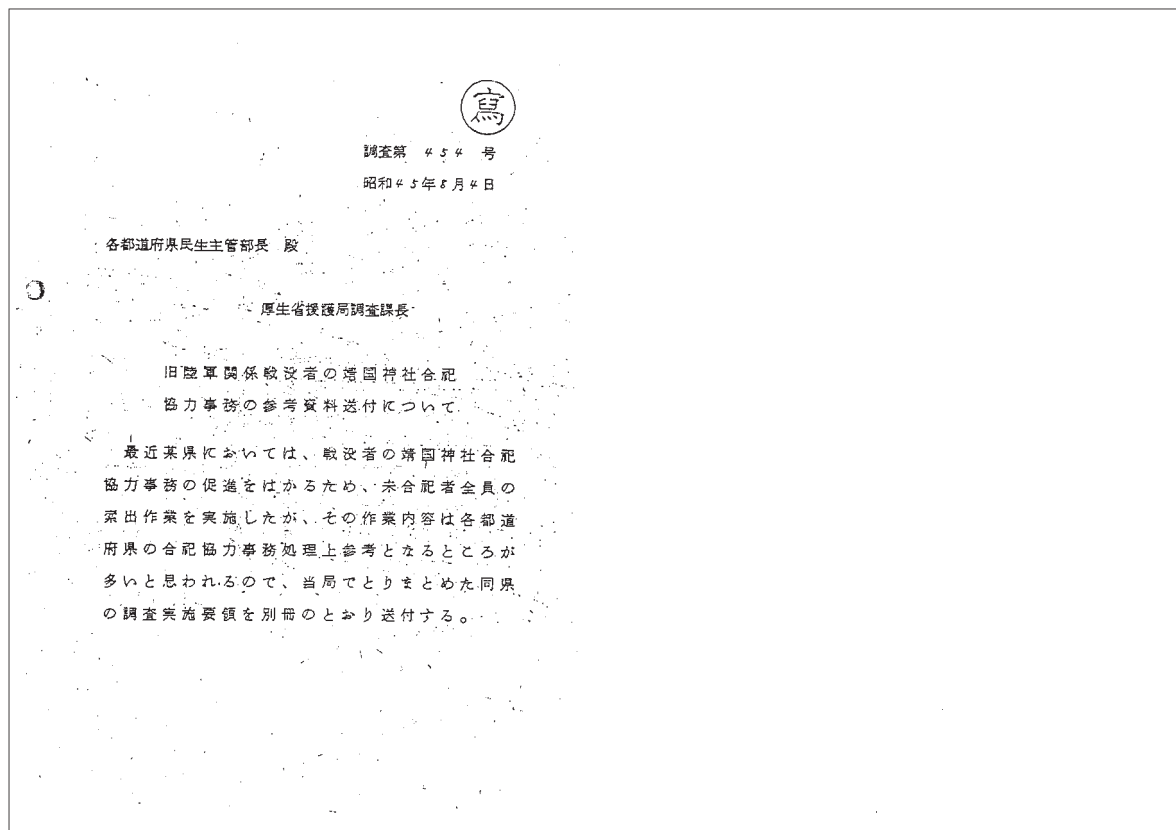
千葉縣で実施したのでその実体を調査し検討を加へた上で、一つの方法を各縣に提示し度い。(厚生省)

近く堀係長が千葉縣へ出向する。

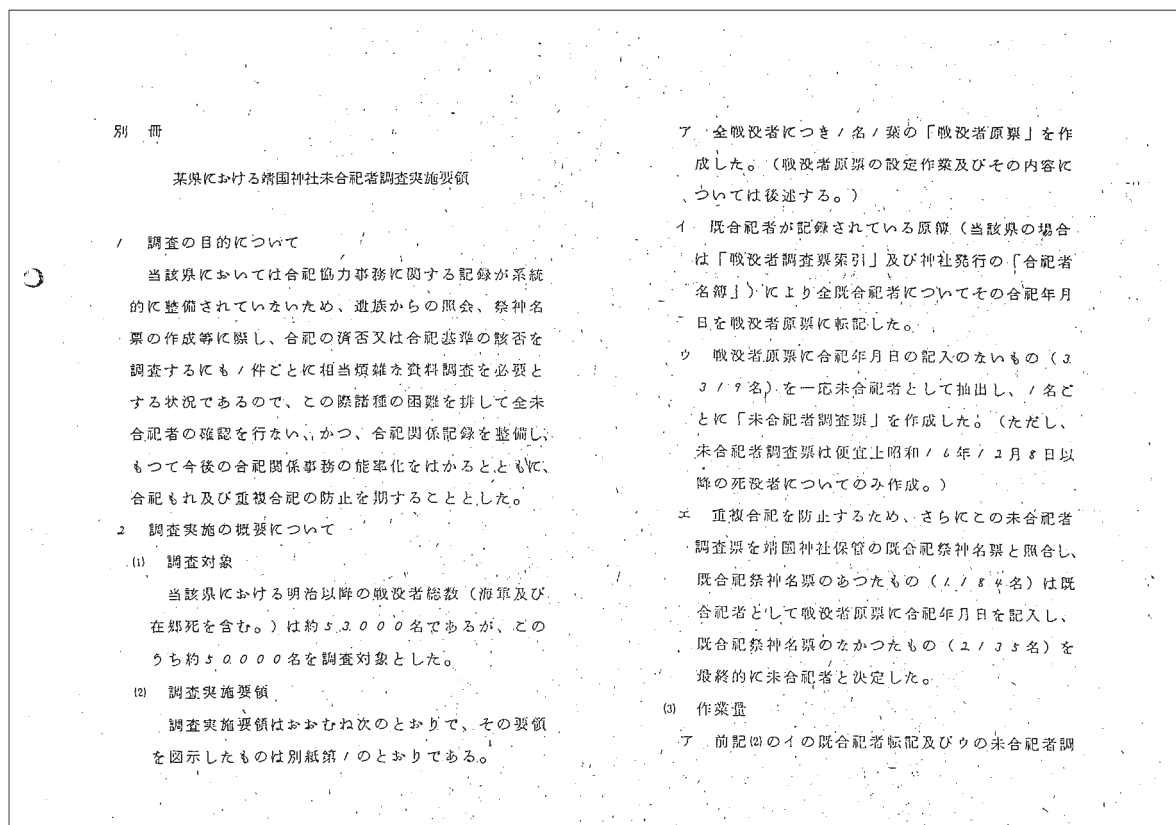
神社側からも木曾禰宜同道することゝする。

現在実施中は東京都、宮崎縣がある。

【314】旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀協力事務の参考資料送付について（昭和45年8月4日調査第454号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管部長宛）



【315】別冊 某県における靖国神社未合祀者調査実施要領（昭和45年8月）



査票作成に要した作業量は次のとおりである。

作業対象数 約 5000件
作業量 4人×2月(正味約43.2人/日)
/人/日平均処理件数 約 114件

イ 前記ロのエの未合記者調査票と既合記祭神名票との照合に要した作業量は次のとおりである。

作業対象数 3317件
作業量 4人×5日
/人/日平均処理件数 約 166件

ロ 神社既合記祭神名票との照合結果

前記ロのエの未合記者調査票と既合記祭神名票との照合結果は別紙第2のとおりである。

ハ その他参考事項

ア 当該県の兵籍(戦名)保有率は生存者約5.5%、死者1.0%不足である。

イ 合記済者を戦没者原票に転記するに際しての細部事務要領は別紙第3のとおりである。

ウ 靖国神社の既合記祭神名票と照合する作業では、神社調査部が作業場所(神社内の一室)の提供、名票の貸出し等について協力した。

なお、神社名票との照合実施にさきだち、未合記者調査票をあらかじめ神社の「祭神名票配列原簿」(名票の収納順序を示す文字索引)の順序により配列して照合の便をはかった。

エ 今回の調査作業の中心となつた「戦没者原票」は戦没者関係事務のための総合的原簿であるが、未合記者調査にあつては「靖国神社合祀事務に対する協力について」(昭34年4/7授発第3025号)の別冊第2「昭和31年度における旧陸軍関係靖国神社合祀事務に協力するための都道府県事務要領」第3項第3号(第3項の抜すい別紙第4)に該当する「原簿」として使用されたものであり、その内容、作成経過等は別紙第5のとおりである。

[316] [靖国神社合祀事務協力に関する通知の廃止と戦没者の身分等の調査] (昭和45年11月4日厚生省援護局調査課長発各都道府県主管課長宛)

前略 さきに小册から「昭和45年度における未帰還者等の調査会議等について(通知)」(昭和45年11月2日調査第2/671号)によりご通知したとおり、明46年2月から3月にかけて「未帰還者等の調査等に関する会議」が開催されることとなつております。

この会議において実施する要目の中の未帰還者等の資料照合と、ロの調査等の業務の研修は例年行なわれておりますが、ロの戦没者の身分等の調査業務は今回初めて行なわれるものであるため、以下その内容等についてあらかじめお知らせ申し上げたいと存じます。

「戦没者の身分等の調査」とは、昭和31年以来当局及び各都道府県において実施されてきた「旧陸軍関係戦没者の靖国神社合祀事務協力」に関する事務について予算など一般外部に対して使用されている名称です。靖国神社合祀事務協力は、当局及び各都道府県において戦没者の身分等を調査し、神社からの協力要請に応じて調査資料を神社に提供するという形式で実施さ

れて参りましたが、従来当局から各都道府県あてに宛簡された諸通知に使用されていた「靖国神社合祀事務協力」という表現は、ややもすれば当局及び各都道府県が合祀事務を直轄担当し、あるいは特定宗教団体に特典を与えているような誤解を招くおそれがありますので、この際、靖国神社合祀事務協力に関する従前の諸通知を一切廃止するとともに、今後は、協力の形式を正確に表現し、かつ、事務の性格を明示するため、すべての場合に「戦没者の身分等の調査」という本来の名称を使用したいと考えており、これが事務処理は、上記名称変更にかかわらず、大綱においては従来とかわりなく実施されますが、事務処理要領の細部については若干の相違を生ずるものと思われまので、あらたに従来の通知にかわるべき「戦没者身分等調査事務処理要領」を通知する考えであります。

すでに当該事務は各都道府県のご協力を得てその大部分の処理を終了し、現在では最終的整理段階に至つておりますが、最近の事務処理の

奥措から考えると、身分等調査未済者（未合祀者）はまだ相当数潜在している可能性があり、その処理の早急な完結をはかるためにはさらに調査方法の研究を必要とするものと考えられます。このため明年はじめに研究附議の会議を実施することとした次第でありますので、事柄お含みのうえ、特に当該事務の担当職員の派遣方ご配慮下さるようお願いいたします。


なお、会議のため事前に打合せを必要とする事項については後日あらためて通知しますが、会議実施の項目としてはおおむね次のことを予定しておりますので念のため申し添えます。

- 1 戦没者身分等調査事務処理要領について
- 2 調査未済者の調査方法について
- 3 戦没者身分等調査票（祭神名票）の重複作成防止（重複合祀の防止）について
- 4 上記調査票の記載要領について
- 5 質疑回答

昭和45年11月4日

各都道府県主管課長 殿
厚生省援護局調査課長

【317】戦没者の身分等の調査事務に関する会議の細部について（通知）（昭和46年1月5日調査第4号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管部長宛）


調査第 4 号
昭和46年1月5日

各都道府県民生主管部長 殿

厚生省援護局調査課長

戦没者の身分等の調査事務に関する会議の細部について（通知）

「未帰還者等の調査会議等について（通知）」（昭和45年11月3日調査第21691号）により通知した標記について別紙のとおり通知する。

【318】戦没者身分等調査事務担当者会議の細部について（昭和46年1月）

（別紙）

戦没者身分等調査事務担当者会議の細部について

日時

| 順次 | 実施期日 | 時 間 | 参加都道府県等 |
|----|-------------|-----------------|--------------------------------------|
| 1 | 昭46.2.7(水) | | 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 調査課 |
| 2 | 昭46.2.23(月) | | 岡山 広島 山口 鳥取 島根 香川 徳島 高知 愛媛 |
| 3 | 昭46.2.24(火) | (共通) 14時~17時 | 北海道 竹森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 |
| 4 | 昭46.3.1(日) | | 静岡 愛知 岐阜 石川 富山 三重 |
| 5 | 昭46.3.3(火) | | 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 |
| 6 | 昭46.3.9(水) | | 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 |

2 会議参加人員

各都道府県の戦没者身分等調査事務担当者のほか、当日午前中未帰還者等の調査会議に参加した都道府県職員全員とする。

3 場所

厚生省とし、細部は当日指示する。

4 会議の実施項目

- (1) 戦没者身分等調査事務処理要領について（戦没者身分等調査票の記載要領を含む。）
- (2) 調査未済者の調査方法について
- (3) 戦没者身分等調査票の重複作成防止について
- (4) 質疑回答

5 資料

会議のため必要とする資料は当日会議場で配付する。

6 会議前に送付を要する資料

出席者氏名の通報（昭和46年2月1日まで）及び質疑意見の送付（昭和46年1月20日まで）については、すでに調査第21691

号で通知済みであるが、そのほか、添付の戦没者身分等調査事務関係調査表/部に各都道府県の現況を記入し、昭和46年2月1日までに送付されたい。

| 普通府県名： 普通府県名 | |
|--|----|
| 調査項目 | |
| 調査項目 | 説明 |
| 1 原簿として使用されている簿冊の名称（様式の写し/部添付） | |
| 2 上記簿冊が他の事務の簿冊と兼用されている場合は、その簿冊の元の用途 | |
| 3 原簿には記載されている戦没者の数（戦没者数についてこれと異なる他の記載がある場合は、その異なる内容及び理由） | |
| 4 調査作業前後の事務処理状況（調査票の送付、その後の処理（原簿）の原簿記入は完了か。完全でない場合はその状況（進捗率、今後の整理の経緯等） | |
| 5 原簿についての問題点（正確さ、詳細さ、整理及び利用の難易等） | |
| 6 昭和45年度までに調査原簿と対応したもののうち、調査原簿と異なるもの（不明の場合も、調査原簿と対応しているものも併記） | |
| 7 その他、身分等調査事務に関する参考事項（原の特異事情等） | |

[319] 旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領について(通知) (昭和46年2月2日援発第119号厚生省援護局長発各都道府県知事宛)

[320] 別冊 旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領 ((昭和46年2月))

(別冊)

援発第 119 号
昭和46年2月2日

旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領

各都道府県知事 殿

厚生省援護局長

旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領について (通知)

昭和46年以降における旧陸軍関係戦没者の身分等調査事務は、別冊「旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領」により処理されたく、通知する。

なお、「靖国神社合祀事務協力について」(昭和37年4月19日援発第3025号。厚生省引揚援護局長発各都道府県知事宛て通知)及びこれに関連する昭和37年4月19日から同45年8月4日までの間の靖国神社合祀事務協力に關する諸通知は、廃止する。

(目的)

この要領は、旧陸軍関係戦没者の身分その他所要の身上事項の調査（以下「調査」という。）について団体等から厚生省援護局（主官は調査課とし、以下「援護局」という。）又は都道府県に対して依頼があつた場合において、援護局及び都道府県が調査事務を処理するため必要な事項を規定することを目的とする。

(調査実施の要件)

2 調査は、団体等から援護局又は都道府県に対して調査依頼があり、援護局又は都道府県が戦没者の処遇上その依頼に応ずることを適当と認められた場合に行なうものとする。

(援護局が行なう調査事務)

3 援護局は、次の各号に定めるところにより、調査事務を処理する。

1) 団体等から援護局に対して調査依頼があつた場

合（次項第1号ただし書きの規定により都道府県から移管された場合を含む。）は、その内容を審査し、依頼に応ずることの可否を決定する。

(2) 審査の結果、依頼に応ずることを適当と認めるときは、原則として関係都道府県に調査を依頼する。

（都道府県が行なう調査事務）

4 都道府県は、次の各号に定めるところにより、調査事務を処理する。

(1) 団体等から都道府県に対して調査依頼があつた場合は、その内容を審査し、依頼に応ずることの可否を決定する。ただし、調査の対象となる戦没者の本籍が多岐の都道府県におつたときその他都道府県において依頼に応ずることの可否を決定することが適当でないとき認めるときは、その依頼を接収局に移管するものとする。

(2) 前項第2号の規定により接収局から調査依頼があつたとき及び前号の規定による審査の結果依頼に応ずることを適当と認めるときは、調査を行なう。

附則

この要領は、昭和46年2月2日から施行する。

【321】旧陸軍関係戦没者の身分等調査の実施について（通知）（昭和46年2月10日調査第47号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管課長宛）

調査第47号

昭和46年2月10日

各都道府県民生主管課長 殿

厚生省援護局調査課長

旧陸軍関係戦没者の身分等調査の実施について（通知）

靖国神社から依頼された標記については、下記により実施されたく、旧陸軍関係戦没者身分等調査事務処理要領（昭和46年2月2日援発第119号）第3項第2号の規定に基づき通知する。

記

- 1 調査を要する戦没者の範囲について
調査を要する戦没者の範囲は、別紙第1のとおりとする。
- 2 調査票の作成及び送付について
別紙第1に該当する戦没者について、別紙

第2の様式による戦没者身分等調査票（以下「調査票」という。記載要領は別紙第3による。）1部を作成し、適宜の様式で氏名を速記した調査票送付連名簿2部を添付して、本年2月27日までに調査課に送付すること。

- 3 調査票の訂正、補足及び取消しについて
調査票を調査課に送付したのち、その記載事項に誤りがあることを発見した場合、調査票送付当時不明であつた事項が判明した場合又は調査票を取消す必要が生じた場合は、別紙第4の様式による戦没者身分等調査票訂正補足取消通知票1部を作成し、そのつど調査課に送付すること。

4 原簿の設定について
調査のための原簿を設定し、各戦没者についての調査事務処理状況を記録すること。

なお、この原簿は、次の左欄の目的にもなり右欄の要件の全部を満たすものが最も有利であると思われるので、これらの要件と各都道府県が保管している戦没者関係諸記録の

状況とを考慮のうえ、適当な既存簿冊を原簿として選定するか、又は所製の新簿冊を作成されたい。

| 目 的 | | 要 件 |
|-------------------|----------------------------------|---|
| 調査票を作成する際の資料とする。 | | 1. 調査票記載項目がすべて記載されていること。 2. 全戦没者が含まれていること。 3. 記載事項が正確であること。 |
| 調査票作成後の処理状況を記録する。 | 調査票の作成もれを防止する。 調査票の重複作成を防止する。 | 調査票作成後の処理状況が記録できること。 |

5. 国運事務の処理について

調査を終了した戦没者について、靖国神社から代表遺族の選定、選族に対する通知、戦没者遺族葬費通算割引証の交付等に関する依頼があつた場合は、事情の許す限りその依頼に応ずるよう配慮されたい。

6. その他について

本年8月末までに調査票の送付を終了できない戦没者の調査については、明年あらためて通知する。

【322】別紙第1 調査を要する戦没者の範囲（〔昭和46年2月〕）

（別紙第1）

調査を要する戦没者の範囲

次の3項に該当する戦没者のうち調査未済のもの

1. 昭和6年7月18日から同27年4月27日までの間に死亡したもの
2. 身分が次の各号の一に該当するもの
 - (1) 軍人（生徒を含む。）
 - (2) 軍属
 - (3) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「援護法」という。）第2条に規定する軍人軍属等のうち、前1号に掲げる軍人、軍属以外のもの
3. 次の各号の一に該当するもの
 - (1) 戦没者の遺族に対し、恩給法（大正12年法律第48号）の規定による公務扶助料、旧軍人の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和37年法律第177号）の規定による特例扶助料又は遺族法の規定によ

る恩給金、遺族年金若しくは遺族給与金の規定を終つたもの

- (2) 前号に掲げる法律の規定の適用を受ける遺族がいないが、その死亡事由が前号のものと同じであると認められるもの
- (3) 前2号以外のもので、特に必要があると認められるもの

【325】別紙第3その2 別紙第3その1の「その他」の者の記入例及び一部軍属の記入例（〔昭和46年2月〕）

(別紙第3) その2

別紙第3その1の「その他」の者の記入例及び一部軍属の記入例

| 身分 / 記入事項 | 備考 | 所屬部隊 |
|--------------|--------------------------------------|--------------------|
| 海軍陸揚隊員 | 「海軍陸揚隊員」 | 「〇〇海陸揚隊」 |
| 国務院職員 | 「院長」又は「職員」 | 「〇〇国務院職員隊」 |
| 特別卒業者の死亡者 | 「特別卒業者」 （〇〇会社役員）」 | 登録とする。 |
| 船舶運送中の海難被害者 | 「A社社員」 | 「船舶司令部（〇〇丸）」 |
| 戦時参加者 | 「戦時参加者（戦時参加者）」 | 登録部隊名、所屬部隊名等を記入する。 |
| 労働員法の適用者、協力者 | 「労働員法（適用）（単行）」等。 「協力者」等は登録のままとする。 | 勤務した工場、事業場名を記入する。 |

別紙第3その1の「戦時死亡宣言」の記入例

| 身分 / 記入事項 | 備考 | （ 欄 ） |
|-----------|------------------------------------|------------------------|
| 戦時死亡宣言 | 昭和〇年〇月〇日戦時死亡宣言 | 昭和〇年〇月〇日ハルビンで安眠、以て消息不詳 |
| 備考 | 1. 戦時死亡宣言の日を記入。 2. 「戦時死亡宣言」は記入。 | 戦時死亡宣言の日を記入する。 |

【326】別紙第4 戦没者身分等調査票（〔昭和46年2月〕）

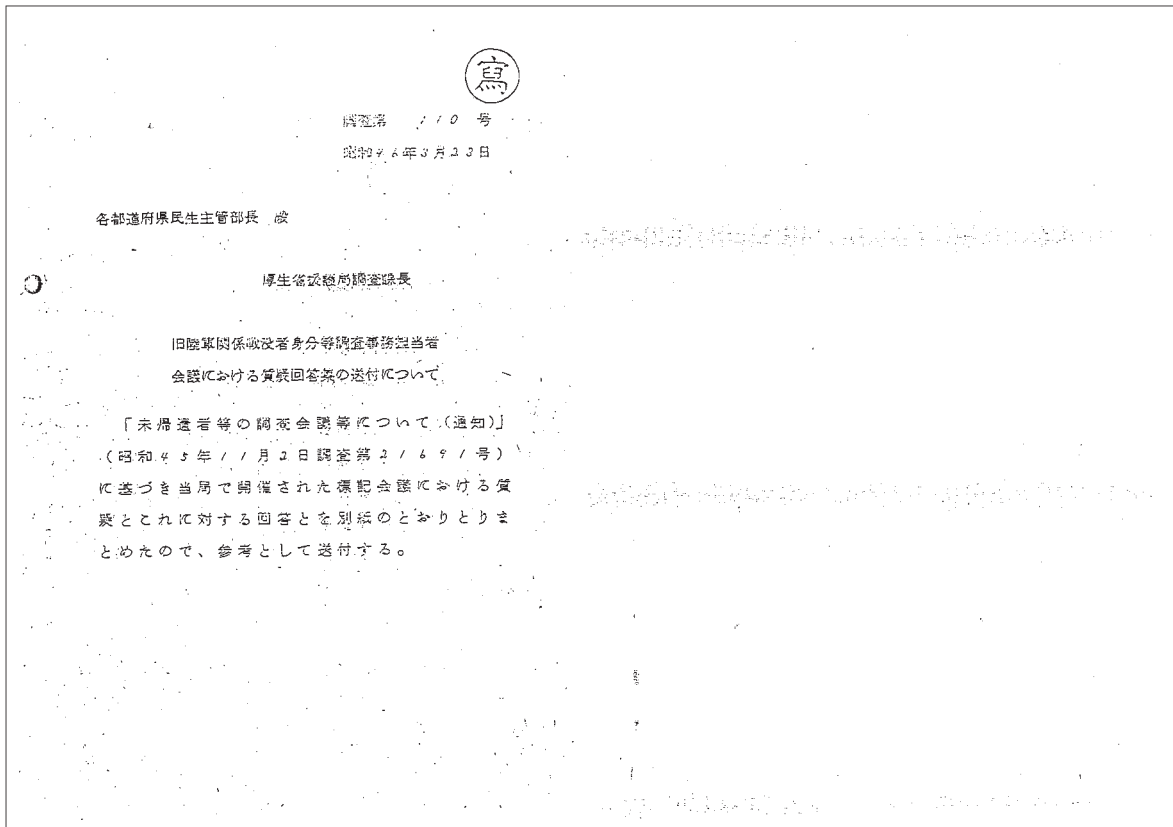
昭和 年 月 日

戦没者身分等調査票 取付票 通知票

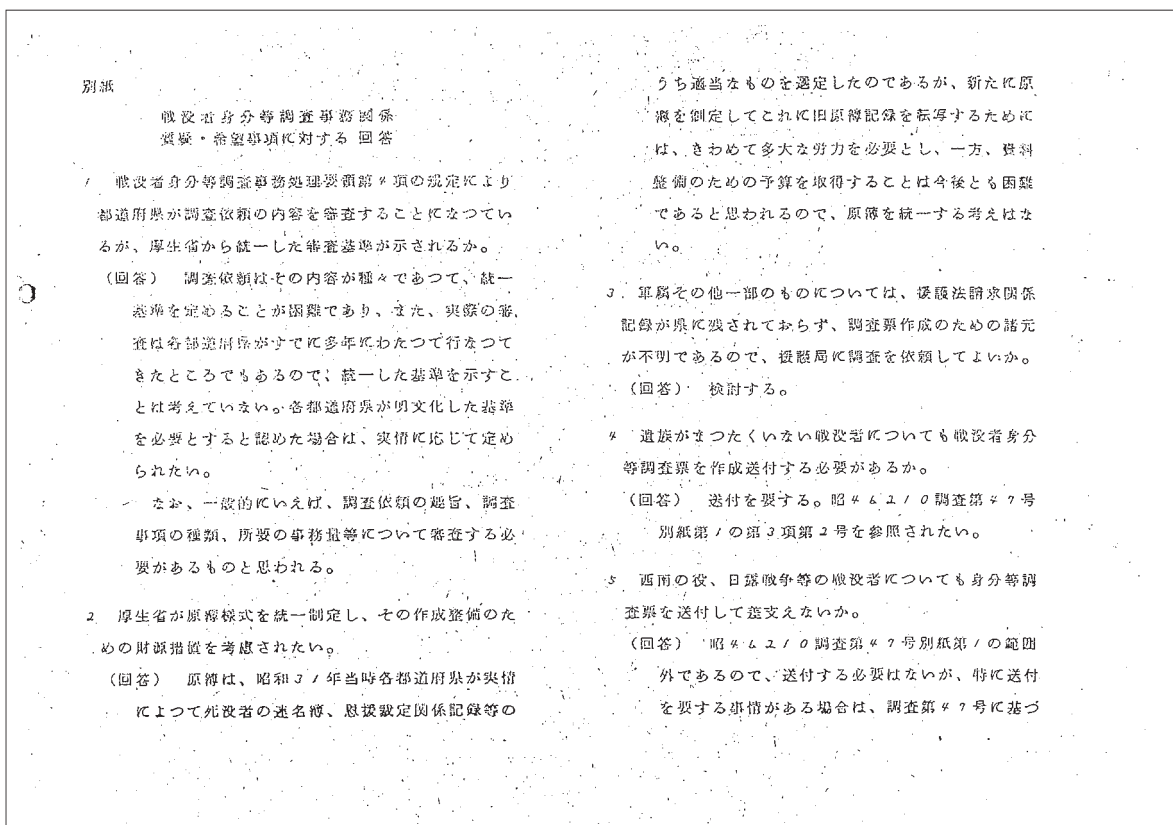
| | |
|------------------|-----------------------------------|
| 提出票名 | (例) 〇〇 〇 〇 〇 |
| 提出票の提出時期(不回家の場合) | (例) 昭和 年 月 日 |
| 戦没者の身分、生年月日 | (例) 陸軍中尉、中野 太、大正 年 月 日 生 |
| 訂正、補足、取替事項 | |
| 調査票の提出 | (例) 陸軍中尉 |
| 戦没者の死亡日時 | (例) 「戦没」の「戦没」を「戦没」に訂正 |
| 全項目 | (例) 昭和 年 月の調査票であり、調査票を提出したものであるから |
| 備考 | (例) 用紙は B 5 版とする。 |

(別紙第4)

【327】旧陸軍関係戦没者身分等調査事務担当者会議における質疑回答票の送付について（昭和46年3月23日調査第110号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管部長宛）



【328】別紙 戦没者身分等調査事務関係質疑・希望事項に対する回答（〔昭和46年3月〕）



| | |
|--|--|
| <p>く調査票送付とは区別して別便で送付されたい。</p> <p>6 県から送付した戦没者身分等調査票のうち、送付基準の範囲外、重複提出、記載事項不備等の理由で保留されているものは、原簿整理の都合上、全部県へ返戻されたい。</p> <p>（回答） 返戻するよう検討中である。</p> <p>7 戦没者遺族旅客運賃割引証を使用できる遺族の範囲は、戦没者の2親等以内の者となつているが、3親等まで使用できるよう改正方配慮されたい。</p> <p>（回答） 国鉄に照会したところ、範囲の拡大は困難のようである。</p> <p>8 今後も毎年この会議が開催されるよう要望する。</p> <p>（回答） 検討する。</p> | |
|--|--|

【329】靖国神社合祀事務に関する参考事項（〔昭和46年3月〕）

| | |
|--|---|
| <p>靖国神社合祀事務に関する参考事項</p> <p>1 西南の役、日露戦争等の戦没者で合祀もれとなつたと思われるものがあつた場合は、いま合祀することができるか。</p> <p>（回答） 西南の役、日露戦争等の戦没者については、すべて当時遑遑のうで合祀を完了したことになっており、いまからあらためて選考することは、現時点では考えていない。</p> <p>2 忌飴法、根拠法請求が却下決定されたものについても合祀を考慮することはできないか。</p> <p>（回答） 神社は、戦時秘葬に際して困事に殉じられた方々をお祭りするところであるので、死没原因がその種別に合致することが必要である。神社の合祀選考基準では、忌飴法等の戦没状況が死因の公務性を認定するためのひとつの基盤となつており、却下決定されたもの（公務性以外の理由（該当遺族でない等）による却下を除く。）は現在のところ合祀対象とはならない。</p> <p>3 昭和77年前の合祀者名簿があれば送付願いたい。</p> | <p>（回答） 合祀者名簿には予備がないので、送付できない。各県の遺族会にも同じ名簿を配付してあるので、そちらへ照会していただきたい。</p> <p>4 毎年秋季の合祀予定者名簿は、合祀予定者全員を収録したものをもつと早めに送付されたい。また、入寮留者（他県本籍戦没者の遺族で本県に現住するもの）関係の合祀予定者名簿も別冊として送付されたい。</p> <p>（回答） 合祀祭が年1回だけであるため、遅くなつてから申し出のあつた分についても、できるだけその年度の合祀に間に合わせるよう、期限ぎりぎりまで選考するので、合祀予定者名簿を数回に分けて作成せざるをえない状況である。また、入寮留者関係の合祀予定者名簿の作成は、現在の事務能力では作成困難であるので、ご了承ください。</p> <p>5 合祀者名簿は、戦没者の本籍単位（県内の行政区画別）ごとにとりまとめ作成できないか。</p> <p>（回答） 合祀予定者決定前後の時期は時間的余裕がきわめて少なく、また、神社特有の分類方式で区分しているのので、市町村別に分類製本することは困難である。</p> |
|--|---|

6 遺族の住所不明のため送達できない合配通知状はどのように取り扱うか。

(回答) 住所不明の合配通知状は社が保管し、後日新住所が判明した場合はあらかじめ送付する。

7 規定の合配選考の機軸はどうなっているか。

(回答) 終戦までは、陸、海軍省に合配選考委員会が設けられ、合配選考に当たっていた。委員会には明文化された選考基準はなく、前例を拡大しないという方針で審査が行なわれた。現在は社がその方針を受けついで選考を行なっている。

【330】旧陸軍関係戦没者身分等調査の実施について（通知）（昭和47年2月28日調査第54号厚生省援護局調査課長発各都道府県民生主管部局長、沖縄・北方対策庁沖縄事務局次長宛）

調査第 54 号
昭和47年2月28日

各都道府県民生主管部 局長 殿
沖縄・北方対策庁沖縄事務局次長 殿

厚生省援護局調査課長

旧陸軍関係戦没者身分等調査の実施について(通知)

諸国社から依頼された標記の調査については、「旧陸軍関係戦没者の身分等調査の実施について(通知)」(昭和46年2月10日調査第47号。以下「調査第47号通知」という。)により通知したところであるが、本年度も引続き下記により調査を実施されたく、通知する。

記

1 調査の実施要領について

本年度における調査の実施要領は、次項から第4項までに定めるものを除き、調査第47号通知による。

2 調査第47号通知別紙の一部改正について
調査第47号通知別紙の一部を次のとおり改正する。

(1) 別紙第1項ノ項中「昭和46年9月18日から」を「昭和46年9月18日以後の服務に関して受傷又は病し、同日から」に改める。

(2) 同第3項(1)の末尾に

「ただし、次に掲げるものの規定があつたものを除く。

ア 援護法第23条第1項第2号又は第3号に規定する遺族年金

イ 援護法第23条第2項第2号又は第3号に規定する遺族給与金

ウ 援護法等の一部を改正する法律(昭和45年法律第27号)附則第5条に規定する遺族年金又は弔慰金

エ 援護法等の一部を改正する法律(昭和46年法律第51号)附則第7条に規定する遺族年金又は弔慰金」

を加える。

(9) 別紙第3その1の「恩給法等の設定番号」欄にかかると記入上の注意事項のうち、「ノ、恩給公考員については、恩給設定番号のみでもよい。」を削り、次の「2」及び「3」をそれぞれ「1」及び「2」に改める。

(10) 同表「(遺留)」欄の記入例のうち「昭和47年法第27号附則第2条適用」を削る。

(11) 別紙第3その2のうち次の左欄に掲げる事項を右欄のとおり改める。

| | |
|-----------|-------------|
| 〇〇 開 拓 団 | 満洲開拓青年義勇隊 |
| | 〇 〇 訓練所 |
| 陸軍管理工場勤務者 | 陸軍管理監督工場勤務者 |

3 戦没者身分等調査票の送付期限について
戦没者身分等調査票（以下「調査票」という。）は、完成したのちから逐次送付し、本年7月31日までに当該に到着を完了するよう送付されたい。

4 総動員業務関係死亡者等にかかる調査につ

いて
調査票の作成送付は、すべて戦没者の除籍当時の本籍地都道府県の担当であるが、いわゆる総動員業務関係者及び国民義勇隊隊員については、本籍都道府県において県外勤務該当者を把握することが困難であるので、工場、事業場等所在地の都道府県は他県本籍該当者にかかる調査票を作成し、これを戦没者の本籍地都道府県に送付されたい。

5 参考資料の送付について
事務処理の細部に關する参考事項を別紙のとおり送付する。

[331] 別紙 戦没者身分等調査事務に関する参考事項（〔昭和47年2月28日〕）

(別紙)

戦没者身分等調査事務に関する参考事項

1 調査第4号通知の別紙第1について
調査第4号通知の別紙第1は、調査対象となる戦没者の選別を定めたものであるが、今回の一部改正の要点及び調査上注意を要する点は次のとおりである。

(1) 第1項（死亡の時期）
調査対象となる戦没者の死亡の時期は、昭和47年7月1日から同47年4月27日まで（すなわち満洲事変以降平和条約発効日の前日まで）の間であるが、この間に死亡した者であっても、その受領り病が昭和47年7月17日以前の服務に起因するものである場合は調査対象とする必要がないので、同日後の服務に基づく傷病により死亡した者に限って調査対象とする旨を明示するよう改正されたものである。たとえ、昭和20年に死亡した者であっても、明治20年生れの一等兵であれば、満洲事変以後に服務したとは考えられず、調査対象には含まれないこととなるので留意されたい。

(2) 第2項（身分）
第1号の「軍人」とは陸軍軍人（生徒を含む）を、第2号の「軍尉」とは陸軍部内の文官、嘱託、雇傭人、工員等（死亡後そ及して身分を取得した者を含む。）をいい、これらの者以外のものが援護法の適用を受けるものは第3号の「援護法第2条に規定する軍人軍属等」のうち前2号に掲げる軍人軍属以外のものにあたる。したがって、調査対象となる者の身分の範囲は、結果的には援護法第2条の「軍人軍属等」と同一ではあるが、軍人、軍属の定義は援護法とは異なっていることに留意されたい。

(3) 第3項（認定事項）
ア 第1号
上記の第1項及び第2項に該当する者で、公務扶助料、特別扶助料、弔慰金、遺族年金又は遺族給与金の認定が終了したものはすべて調査票を提出することとされていたが、現在の段階

ではその中に一部調査不要のものもあるので、これを調査範囲から除くこととし、その除外範囲を明示するよう改正された。除外されたものは

- (7) 障害年金、増加恩給の受給権者又は不具障害者が平病で死亡したことにより裁定された遺族年金又は追込給与金
- (8) 逃亡等に関連して死亡したことにより裁定された遺族年金又は弔慰金

である。しながつて、これらの裁定があつたものについては、調査票を提出する必要がない。

なお、三号扶助科（増加非公死扶助科）、遺族一時金等の裁定があつたものは従来から除外されている。

イ 第2号

法の適用を受ける遺族がいなためこれらの裁定がないものであつても、死亡事由が既裁定者と同じであると認められる場合は、兵籍写し、戸籍書類、死亡診断書等の資料を調査票に添付して提出されたい。

ウ 第3号

その他特に必要があると認められる者とは、時効その他の事情により前記の裁定を得ていないが、死亡事由が既裁定者と同じであると認められるものをいうのであるが、これらの者についても前号と同様調査資料を添付されたい。

- (4) 以上の死亡時期、身分、裁定状況の3条件に合致するものが調査の対象であり、原則として靖国神社の合記対象と一致している。

2. 調査第4号通知の別紙第3その1及びその2について

別紙第3については、別紙第1の一部改正に伴つて改正を要することとなつた点及び不備であつた点が改正された。昨年度における調査票作成の実績からみて、記載上注意を要する一般的事項は次のとおりである。

- (1) 氏名のふりがなは、雑記のもの以外は必要がない。
- (2) 生年月日は、傷病事項、死亡事項と対照検討するため必要なことが多いので、できるだけ記入す

るとともに、特に「明治」と「大正」の区分を誤らないよう留意されたい。

- (3) 階級欄に「準軍人」、「準軍兵」と記入されたものがあつたが、これらは思給法、接感法で総括的に用いられる名称であり、具体的な身分表示にならないので、「陸軍予科士官学校生徒」、「特別志願者（〇〇会社社員）」等と記入されたい。
- (4) 患病欄については「不明」と記入したものが少なくないが、死亡の状況によつてはこの欄の記事が重要なことも多いので、できる限り調査されたい。
- (5) 死亡欄は特に重要であるので、記入もれのないよう留意されたい。
- (6) 本籍及び遺族住所については、都道府県名を省略しないで記入されたい。
- (7) 裁定番号欄には、別紙第1の第3項に掲げられた裁定種別のうち、いずれか1種以上の裁定番号を記入されたい。この場合、裁定番号文字は一部省略することなく全部記載するとともに、特に平病死又は逃亡等に関連する死亡に基づく裁定でな

いことを確認のうえ記入されたい。また、裁定がないものについては、その理由を具体的に記入するとともに、前記のとおり判定資料を添付されたい。

なお、従来は裁定種別と神社の合記範囲との間に若干の相違があつたため、1種の裁定番号だけでは十分でない場合もあつたが、今後は調査範囲内のもので調査票記事が完備しているものについては、1種の裁定番号だけで見られるものと思われる。

3. その他の事項について

- (1) 本年度送付される調査票のうち、内容に疑問のあるものは、原則として各都道府県に返戻される予定である。
- (2) 調査範囲外のものについて、遺族からの依頼その他の理由により合記の可否を問合せの場合は、直接神社調査部長あてに照会されたい。

靖国神社

前略 四月一日付にて御依頼申し上げました戦歿者身分等調査資料
便宜供与方に関し、講和条約発効後の死歿者の件につき、左記の
通り、事由を申し添え御了承賜り、宜しく御協力方御願ひ申し上
げます。

記

講和条約発効後の死歿者合祀について
御承知の如く、靖国神社の合祀者は講和条約発効以前である昭和
二十七年四月二十七日までの死歿者であります。
しかし乍ら、講和条約発効後に死歿された方々も、個々の身分諸元
判明、公務認定後は、当然、靖国神社に合祀申し上げるべき方々で
ありますので、去る「昭和三十三年十月九日」に「^{あつた}相合祀祭」を挙行し、
此の祭典の一ヶ年前までに死歿した方、即ち「昭和三十三年九月三十日」
までに大東亜戦争に基因した死歿者で、将来、靖国神社の御本殿
正床に合祀されるべき諸々の御霊を相殿に合祀鎮齋申し上げたの
であります。

本年は、終戦四十周年に当たりますので、この期に相殿奉齋中の右の
御霊を御本殿正床に奉安申し上げますことと相成りました次第であ
ります。

以上の事由でありますので、甚だお手数乍ら、今後は講和条約発効後
の戦歿者身分等調査につきましても、よろしくお取扱い下さいませ
よう重ねて御願ひ申し上げます。

以 上

追 記

現在 神社に保管致して居る講和条約発効後 昭和三十三年九月三十日
迄の死歿者の身分等調査票は、陸軍関係約一〇〇名、海軍関係約三〇〇名
であり、この方々は、本年十月の霊筈奉安祭（合祀祭）に正床鎮齋が
予定されるわけでありませす。

昭和六十年四月十一日

靖国神社

靖 国 神 社 社 務

厚生省援護局
業務第一課長 石井 清 殿

清 殿

靖 国 神 社 社 務

靖 国 神 社